

## (7) 震災への体制等

### ① 家屋解体の単価決定

#### 1. 目的

倒壊家屋の解体について、解体業者のなかで被災者に法外な価格を要求するような事例が出てきたという状況から、解体撤去工事費の単価を早急に決定し、公表することが必要となった。

#### 2. 價格決定

単価設定には、

- ① 家財等を併せて撤去することによる穀量の増大（木造家屋で $0.75\text{m}^3/\text{m}^2$ として設定）
- ② 貴重品等取り出しの為に手壊しと機械壊しの併用及び作業効率の低下
- ③ 道路網分断による小型車利用及び処分地までの交通渋滞による運搬効率の低下（処分地まで1日1往復の実態）

等の要因を付加し、処分代を含まず（処分地無料開放のため）、

木造建築物 12,000円／ $\text{m}^2$

R C 造建築物 30,000円／ $\text{m}^2$

とし、平常時に比してかなり割高感をいだかせるような単価設定になった。

#### 3. 単価の公表

決定単価を1月30日付広報紙「こうべ地震災害対策広報第4号」で公表、以後、神戸市内における解体撤去価格の基準となり、これを基にして環境局災害廃棄物対策室で市による市内民間建築物の解体を開始した。



# こうべ地震災害対策広報

第4号(随時発行)

1995年(平成7年)1月30日

発行: 神戸市災害対策本部 ☎322-5117~5122

## 地震による倒壊家屋などの処理

今回の地震により倒壊した家屋などの処理について、次のように取り扱うことにしましたのでお知らせします。

### ①家屋などの廃材・ガレキの撤去

- 廃材・ガレキの撤去は原則として市が行います。
- 撤去は、道路、河川などに囲まれた区域ごとに行います。

廃材・ガレキを撤去する区域は、あらかじめ広報などを通じてお知らせし、相当の期間を置いてから実施しますので、その間に貴重品などの搬出を行ってください。

- 手続きなどの詳細については、後日決定次第お知らせします。

### ②解体の必要のある家屋

倒壊のおそれのある家屋などの解体は、原則として市が行いますので所有者は申し出てください。同意書が必要となりますので、書類をお渡しします。

ただし、事業所などのうち大企業に係るものは事業者の責任において処理していただきます。

申し出は、直接各区の災害対策本部へ。(電話による受け付けはしません。また、先着順ではありません)

東灘 ☎841-4131 中央 ☎232-4411 北 ☎593-1111 須磨 ☎731-4341 西 ☎929-0001  
灘 ☎871-5101 灘 ☎861-0033 兵庫 ☎511-2111 長田 ☎579-2311 垂水 ☎708-5151

受付時間=午前9時~午後4時

対象となる廃材・ガレキ、または家屋などの数量が膨大なため、公共性、緊急性が高いためから処理しますので、早いものから処理します。

全体では相当長期間(数か年)を要します。

早期に撤去を希望する場合は、ご自分で実施してください。

## ご自分で解体・撤去される人へ

業者によっては法外な価格を要求する場合があるようです。目安となる金額(標準単価)は以下のとおりです。

### ◆標準単価(解体および撤去)

- 木造 延床面積 1m<sup>2</sup>あたり約12,000円
- 鉄筋コンクリート造 延床面積 1m<sup>2</sup>あたり約30,000円

撤去のみの場合は、上記単価の1/2以下です

※既にご自分で解体・撤去された人や今後しようとしている人についての費用は、標準単価の範囲内で行政負担を国、県などと検討中ですので証拠となる写真や領収書、契約書などを保管しておいてください。

### 市内の被災状況

(1月29日現在)

- △死者=3,604人
  - △負傷者=14,679人
  - △行方不明者=13人
- (以上兵庫県警調べ)
- △火災件数=427件
  - △避難場所=566か所
  - △避難人数=213,122人

### 問い合わせ先(午前9時~午後4時)

・道路上の廃材・ガレキ	長田区・須磨区
東灘区・灘区	…西部土木事務所 ☎742-2424
…東部土木事務所 ☎854-2191	垂水区
中央区・兵庫区	…垂水土木事務所 ☎707-0234
…中部土木事務所 ☎511-0515	西区
北区	…西土木事務所 ☎912-3750
…北土木事務所 ☎981-5191	・他の場所の廃材・ガレキ
	市災害対策本部環境部 ☎321-5443

### FAXで災害関連情報を提供します

ガス、水道、住宅、医療、福祉など9つに分類した情報を24時間提供。市外からでも取り出せます。

### 利用方法

①FAXの受話器をとって下記の番号へ電話をかけてください。

☎(078)360-0200

②「災害関連情報を提供します。ご利用の前に'0(ゼロ)'をブッシュしてください」の音声案内の後、ゼロを押してください。

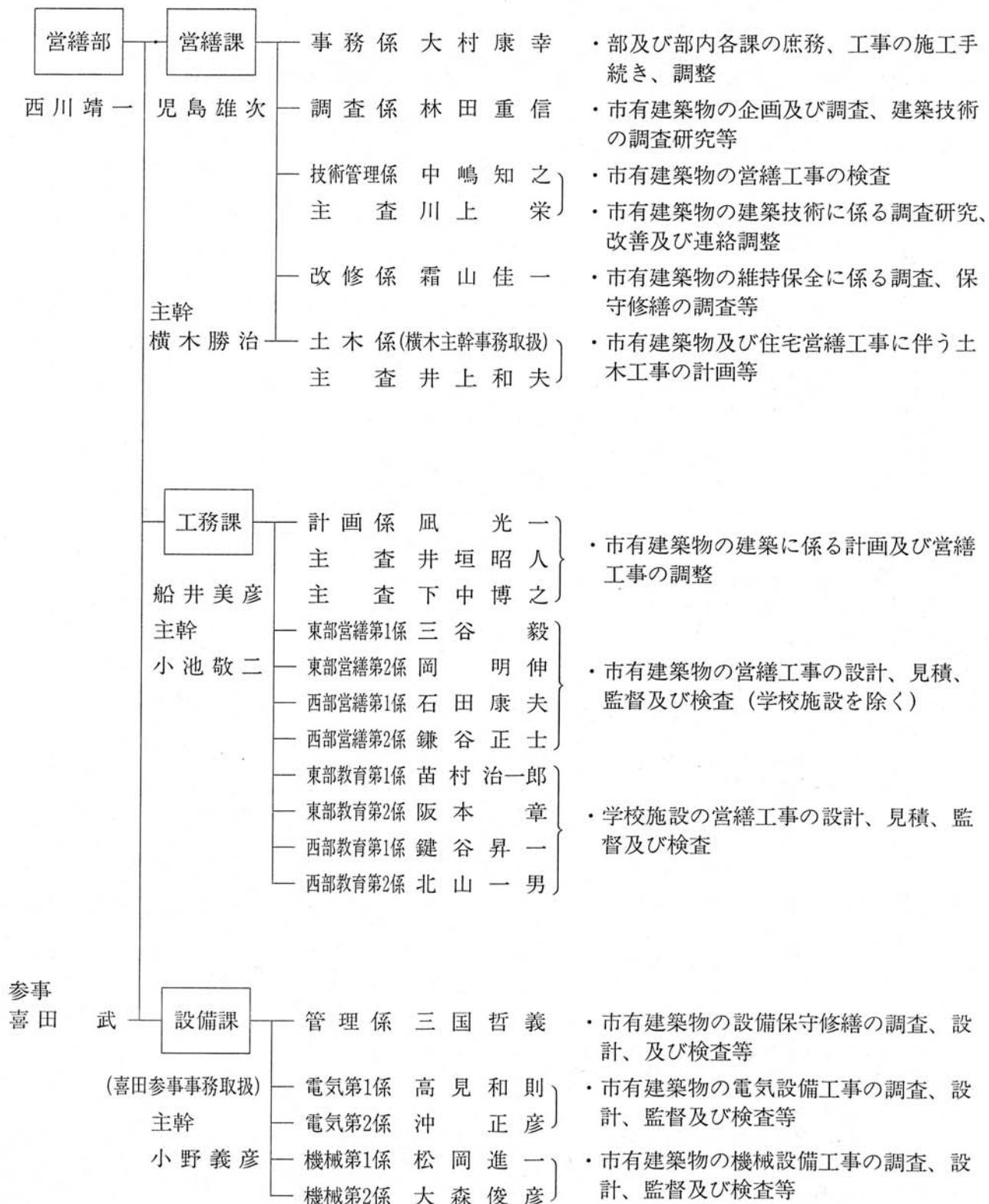
③「0から8のメニューコードをどうぞ。メニューコードをお知りになりたい方は'9'をどうぞ」の音声案内の後、希望の番号を押してください。

④「ビー」という音がしましたら、スタートまたは通信ボタンなどを押して、電話をお切りください」の音声案内の後、スタートまたは通信ボタンを押して、受話器を置くと、情報がFAXで受信できます。

### 電話相談をご活用ください

◆法律 ☎362-5158 (神戸弁護士会)	◆契約などの消費生活相談 ☎361-6979 (生活情報センター)
◆土地・建物・税金一般 ☎794-4006 (兵庫県司法書士会) (兵庫県土地家屋調査士会) (近畿税理士会)	◆市税 ☎322-5158 (税制課)
◆中小企業総合相談所 ☎360-3192 3193 3196 3211	◆外国人電話相談 (Consultation by Telephone) ☎795-4400 英語(English) ☎322-5016 英語(English) (国際課) 中國語(Chinese) スペイン語(Spanish) (中小企業指導センター)

② 平成 7 年度営繕部復興促進臨時体制



### ③ 事務室の確保

#### 1. 説明

営繕部事務室のあった本庁舎2号館は、倒壊により立入禁止となり、部職員の入る部屋の確保が急がれた。営繕部は仮設住宅の建設、公共建築物の被害調査等の緊急業務に追われながら、下記のとおり事務室を移転した。

#### 2. 対応

##### (1) 1号館8階会議室へ

震災当日の午後、営繕部は1号館8階の会議室に移転。その後、翌日、翌々日と毎日移転を繰り返し、固定資産委員会室に入る。机、椅子、ロッカー等はなく、会議室備付けのテーブルと椅子を使用。非常に狭く、営繕部職員全員が入ることはできず、職務遂行も困難のため数日後に3箇所に分散する。8階会議室には主として、営繕部幹部と仮設住宅建設業務担当職員が残る(～3/25)。

##### (2) 1号館23階A V会議室へ

業務のできるスペースを求めて、工務課、設備課を中心に1号館23階A V会議室へ移転する(～3/25)。業務執行上必要最少限の資料のみを2号館より搬入する。

##### (3) 1号館6階民生局会議室へ

被害状況調査班を中心に6階会議室へ移転する(～3/25)。

##### (4) センタープラザビルへ

本格的な事務室をセンタープラザビル10階・14階に確保する。2号館より什器備品を搬入。机、椅子、ロッカー等が各人に当たる。しかし、天井の大半は落ちたままで、エレベーターは修理のため乗用1機、人貨用1機のみ稼働。空調機は故障のため冷房はきかず送風のみ運転。当ビルの復旧工事は10月まで続けられ、その間、騒音、振動と石ぼこりに悩まされる(H7.3.25～H8.3.16)。

##### (5) 本庁舎4号館へ

本庁舎4号館の2階・3階へ2日間の夜間作業(21:00～翌朝7:00)により移転する。(H8.3.16～)

#### 3. 課題

建物の倒壊するような大震災においては、営繕部の業務量は激増するとともに、緊急対応を迫られる。事務室や図面等保管倉庫の確保には配慮を要する。

#### ④ 市災害対策本部等への応援

##### 1. 説明

震災後速やかに市災害対策本部が設置され、本部等から住宅局へ各種業務への応援（職員の派遣）を求められた。営繕部には、下記の応援依頼があり、公共建築物の被害調査、復旧業務等に追われながら、職員の派遣に努めた。

##### 2. 対応

###### (1) 災害対策本部電話応対業務

市民から本部に入る問い合わせ電話に応対する要員を1月17日から3月24日まで派遣。24時間体制を取り、三交代で常時2名を派遣した。

###### (2) 東灘区災害対策本部応援業務

1月17日15時から1月18日16時まで、5名を派遣。食材、寝具の運搬を担当した。

###### (3) 摩耶埠頭救援物資荷役業務

救援物資の搬入、搬出業務。1月20日から1月27日まで二交代で24時間体制を取り、常時4名、延べ57名を派遣した。

###### (4) 営繕部徹夜待機業務

1月17日から4月28日まで住宅局防災組織計画に基づき、営繕部各課で徹夜の待機業務を実施した。

###### (5) 営繕部時間外待機業務

4月29日から5月15日まで、営繕部各課で1名が下記の待機業務を実施した。

平 日 17:30~22:00

日・祝日 9:00~17:00

###### (6) 家屋解体撤去業務への職員派遣

2月3日から3月31日まで、環境局産業廃棄物対策室へ職員1名を派遣した。

###### (7) 住宅復興チームへの職員派遣

1月23日から3月31日まで、住宅部の重点復興地域の指定、及び住宅市街地総合整備事業の計画策定業務応援のため、職員1名を派遣した。

###### (8) マンション建替相談登録センターへの職員派遣

2月14日から3月14日まで、建築部へマンション建替に関する市民の相談業務応援のため、職員1名を派遣した。

###### (9) 応急仮設住宅管理業務への職員派遣

2月9日から3月31日まで、住宅供給公社仮設住宅管理部へ職員2名を派遣した。

###### (10) 被災者用非常食調理業務の応援

1月18・19日の両日、須磨福祉事務所北須磨支所（北須磨文化センター）へ職員1名を派遣した。

###### (11) 避難所個別面談調査への職員派遣

5月10日から5月16日まで、課長・係長級職員を東灘区の避難所へ派遣した。時間帯は午後6時から8時まで。2名×6日=12名

###### (12) 避難所への職員派遣

6月1日から8月2日まで、灘区の上野中、高羽小、原田中、福住小へ職員2名派遣した。

時間帯は午前 9 時から午後 5 時まで。

2 名 × 54 日 = 108 名

(13) 避難所個別面談指導への職員派遣

7 月 1 ・ 2 日の両日、課長・係長級の職員 3 名を東灘区の避難所へ派遣した。

時間帯は午後 1 時から午後 8 時まで。

2 名 + 1 名 = 3 名

(14) 仮設住宅鍵渡し業務への職員派遣

7 月 22 日から 7 月 25 日まで、こうべ市民福祉交流センターへ職員 2 名を派遣した。

2 名 × 4 日 = 8 名

(15) 避難所への職員派遣

8 月 2 日から 8 月 20 日まで、灘区の神戸高、福住小、原田中、鳥帽子中に職員を派遣した。

延べ 28 名

(16) 義援金交付関係事務への職員派遣

8 月 21 日から 11 月 30 日まで、こうべ市民福祉交流センターに職員 1 名を派遣した。

1 名 × 70 日 = 70 名

(17) 仮設住宅鍵渡し業務への職員派遣

9 月 4 日・9 月 18 日の両日、こうべ市民福祉交流センターに職員 1 名を派遣した。

1 名 × 2 日 = 2 名

(18) 仮設住宅入居個別相談業務への職員派遣

9 月 5 日・19 日の両日、こうべ市民福祉交流センターに課長級職員 1 名を派遣した。

1 名 × 2 日 = 2 名

(19) 義援金交付関係事務への職員派遣

12 月 1 日から平成 8 年 2 月 16 日まで、こうべ市民福祉交流センターに職員 1 名を派遣した。

1 名 × 44 日 = 44 名

(20) 応急仮設住宅入居者状況調査への職員派遣

12 月 9 日・10 日の両日、課長・係長級職員を西区内応急仮設住宅に派遣した。

8 名 × 2 日 = 16 名

### 3. 実施結果

震災直後は、部の本来業務に追われるなか、災対本部等から応援を求められ、職員の手配に苦慮する。一部の派遣先では、交代職員が来ないため、24 時間連続勤務となった。

平成 7 年 4 月以降は、他都市職員の応援を受けるとともに、交通機関も相当に復旧し、また、他部局応援の要領も職員に理解され、混乱は解消に向かう。

### 4. 課題等

職員は移動に平常時の何倍もの時間と労力を要した。日頃から公共交通機関が破壊されることを想定した応援体制を検討すべきである。